

目的

- 1 本利用規程の目的
本利用規程は、朝日町立学校教職員用コンピュータ（以下「教職員用PC」という）の利用について規定するものであり、教職員用PCを利用する者は、情報セキュリティ（ウイルス感染の防止・個人情報の保護等）を保持するために本利用規程を遵守しなければならない。
- 2 教職員用PCの利用目的
教職員用PCは、学校教育の目標及び各学校の教育目標の達成のために利用するものとする。

管理者

- 1 管理責任者
各学校の教職員用PCの管理責任者（以下「管理者」という）は、校長が務める。
- 2 担当者の設置
管理者は、教職員用PCの実務的な担当者（以下「実務担当者」という）を任命し、教職員用PCの活用に関わる業務を命ずることができる。
- 3 管理者の職務
 - (1) 教職員用PCの管理
管理者は 別記様式の学校教職員用コンピュータ管理台帳（以下「管理台帳」という）を定め、教職員等に教職員用PCを貸与させることができる。管理者は、教職員用PCのネットワークへの接続設定に際し、ID及びパスワードを教職員等に与えるとともに、その記録及び履歴を管理台帳で管理しなければならない。
 - (2) 活用状況の確認
管理者は、教職員等に対し、本活用規程を遵守させなければならない。管理者は、教職員用PCの活用状況を確認するために、随時、教職員用PCの点検及び検査を行い、本活用規程を遵守しない教諭に対し、教職員用PCの使用停止もしくは、使用を制限する権限を有する。
 - (3) ウィルス情報などの提供
管理者は、教職員等に対し、ウィルス情報、アップデート情報等を提供しなければならない。
 - (4) データの保守
管理者は、サーバに保存されたデータの保守及びバックアップ業務に努めなければならない。
 - (5) 情報セキュリティ対策
管理者は情報資産を保護するため次に掲げる対策を実施しなければならない。
 - ① 物理的セキュリティ対策 情報資産を置く場所への不正な立入りや、当該資産を損傷及び盗難等から保護するための入退室管理等の物理的な対策
 - ② 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限及び責任の範囲の決定、職員研修又は啓発により情報セキュリティポリシーの周知徹底を図ること及び情報資産に対する侵害が発生した場合の関係職員のアクセス規制等の適切な措置
 - ③ 技術面におけるセキュリティ対策 情報資産へのアクセス制御、ウィルス対策ソフトウェアの導入及びログ確認等の技術面の対策
 - ④ 運用面におけるセキュリティ対策 情報資産の定期的かつ計画的な保守又は監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況に係る各種記録の作成及び緊急事態の発生に対応可能な連絡体制及び制度運用面の対策
 - (6) 情報セキュリティ侵害時の対応
 - ① 管理者は、情報セキュリティが侵害される事態が発生した場合には、教育委員会に連絡する。とともに被害拡大の防止、復旧等の必要な措置を迅速かつ的確に講じなければならない。
 - ② 管理者は、前項の事態の状況について詳細な調査分析を行い、再発防止のための方策を講ずるとともに、これらを教育委員会へ報告する。
 - ③ 教育委員会は、学校長と連携し、情報セキュリティの侵害に備えて、その対応及び復旧の訓練の実施に努める。

個人情報の保護

- 1 個人情報の保護
個人情報の保護及びその取り扱いにあたっては 朝日町個人情報保護条例および施行規則を遵守しなければならない。

2 個人情報の取扱い

- ① 管理者は、個人情報の取扱いについて規定を定め、細心の注意を払わなければならない。
- ② 個人情報は、他人が目にしやすい場所に置かない。
- ③ 原則として、個人情報は、学校外に持ち出さないこと。
- ④ 個人情報の複製は、管理者の許可を得た上で必要最小限とし、複製数を確認しておくこと。
- ⑤ 不要となった個人情報は、速やかに廃棄すること。

3 教職員用PCの持ち出し

教職員用PCは、勤務する所属校の敷地内でのみ使用できるものとし、敷地外への持ち出しは禁止する。ただし、町内教育関係団体、PTA等の各種事業に供する場合、管理者の承認があれば、所属校の敷地外であっても使用することができる。

4 セキュリティの保持義務

教職員用PCの使用者は、教職員用PCの正常な動作を維持し、児童生徒にかかわる個人情報の漏洩を防ぐために、以下の項目を遵守しなければならない。

(1) アップデート

OSやソフトのセキュリティアップデート等を定期的に行い、最新の状態に保つこととする。ただし、OSやソフトのバージョンは、必ずしも最新でなくてもよいこととする。

(2) ウィルス対策

ウィルス対策ソフトのパターンファイルを最新の状態に保つこととする。

コンピュータウィルスを検知又はコンピュータウィルスに感染した場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(3) 守秘義務

教職員用PCの使用者は、校内LANに接続するために必要なID、パスワード等の諸情報の機密について、守秘義務を負うものとする。

(4) 緊急時の対応

教職員用PCの使用者は、ウィルス感染等の緊急時の場合、速やかに管理者に報告し、指示を仰ぐこととする。

5 データの保存

(1) 使用者のデータの保存

教職員用PCの使用者は、作成したデータを保存する場合、学校のサーバに保存しなければならない。ただし、重要な個人情報や重要なデータは、必要に応じ、暗号化した上で、USBメモリやCD-R等の外部記憶に保存した上で、金庫等に保存する等、適切な措置を講じることとする。

(2) ウィルス検査の実施義務

過去に別のPCで作成したデータ、及び自宅のPCなどで作成したデータをサーバに複製する際には、当該データについてウィルス検査を実施し、安全を確認しなければならない。

6 データの複製

(1) 個人情報の持ち出し禁止

児童生徒の個人情報が含まれるデータは、その複製及び学校外への持ち出し行為を禁止する。持ち出し禁止個人情報は、次の2項とする。

(ア) 学籍に関するもの

児童生徒の成績、身体測定の記録など児童生徒の守秘義務を要する個人情報

(イ) 顔写真と氏名が併記してあるもの

(2) データ複製時の留意事項

持ち出し禁止個人情報以外のデータ（個人情報の含まれていない一般的な画像、学習指導案、行事計画、学級通信等）に関しては、それを複製し、自宅のPCで更新することができる。ただし、以下の事項を留意すること。

(ア) データは暗号化した上で、パスワードでロックし、外部記録媒体（USBメモリー等）を通して複製する。

(イ) データを保存した外部記録媒体を持ち運ぶ際は、常に身につけ、盗難や紛失のないよう十分な管理を行うこと。

(ウ) データを保存した外部記録媒体を廃棄するときは 物理的に破壊するか専用のソフトを用いてデータを完全に削除すること。

(エ) 自宅でデータを使用する場合は、複製したデータがインターネットを通して漏洩することがないように、自宅等のPCのセキュリティを教職員用PCと同等以上に保持すること。特に、ウィニー等のファイル交換ソフトのインストールされているPCやウィルス対策ソフトが最新版に更新されていないPCでの使用は禁止する。

(オ) 自宅でデータを更新した場合は、データは必ず外部記憶媒体に暗号化した上で保存し、自宅のコンピュータ等に保存しないこと。

公序良俗に反する行為の禁止

- 1 私的利用の禁止
教職員用PCの私的利用は禁止する。私有メールアドレスの利用及び私的メールの送受信、私的データの保存については禁止する。
- 2 違法ソフト等のインストール禁止
教職員用PCの使用にあたって、正規ライセンスを所有していないソフト及び、授業や校務に関係のないソフトをインストールすることは禁止する。

設定の変更等

- 1 初期設定の変更
教職員用PCの設定は、校務処理に支障のない限り、マウスの設定の変更等、簡易な変更について認めることとする。
- 2 ソフトウェアのインストール
校務処理を円滑に進める上で必要な場合は、必要最小限のソフトウェアを教職員用PCにインストールすることができる。この場合、管理者の許可を受け、管理台帳に記載しておかなければならない。さらに、当該ソフトの使用許諾契約に反しない方法でインストールすることとし、当該ソフトの著作権を遵守することとする。
- 3 周辺機器（ハードウェア）の追加
教職員用PCに係る周辺機器の追加は、原則禁止する。ただし、校務処理を遂行する上で必要な場合は、管理者の許可を受けて追加することができる。この場合、管理台帳に記載しておかなければならない。
- 4 返納の際の初期化
異動等で教職員用PCを返納する際には、保存してあるデータや設定の変更箇所をすべて初期化し、管理者に確認を求めることとする。
- 5 責任の所在
上記4項の初期設定の変更によって何らかの問題が生じた場合は、使用者本人がその責任を負う場合がある。

個人所有コンピュータの取り扱い

- 1 個人所有コンピュータ（以下、「個人所有PC」という）の持ち込み
 - (1) 個人所有PCの持ち込みの禁止
個人所有PCを校内に持ち込む行為は、これを禁止する。
 - (2) 例外措置
個人所有PCの持ち込みが、校務や授業を遂行する上で必要な場合は、管理者の許可を受けて、校内に持ち込み、これを使用することができるものとする。ただし、以下の事項を遵守すること。
 - (ア) 個人所有PCを校内LANに接続しないこと
 - (イ) ウィニー等のファイル交換ソフトのインストールされた個人所有PCを持ち込まないこと
 - (ウ) ウィルス対策ソフトの最新版がインストールされていない個人所有PCを持ち込まないこと

(附 則) 本利用規程は、平成22年4月1日から施行する。